第二百三条の六第一項中「。第六項において同じ。」を削り、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「その公的年金等に係る所得税の第十七条の規定による納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「電磁的方法（第百九十八条第二項（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）に規定する電磁的方法をいう。以下この項において同じ。）による当該申告書に記載すべき事項（以下この項において「記載事項」という。）の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす」に、「申告書に記載すべき事項」を「記載事項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、同条第二項後段の規定を準用する。

第二百三条の六第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項及び第九項を削り、同条第十項中「第百九十八条第六項各号」を「第百九十八条第四項各号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十一項を同条第八項とする。

別表第六の注(一)中「退職所得に係る」を削り、同表の注(二)中「第三十条第五項第二号」を「第三十条第六項第二号」に改め、同表の備考(二)中「第三十条第五項第一号」を「第三十条第六項第一号」に改める。

（法人税法の一部改正）

第二条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第四項中「寄附金（」の下に「出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び」を加え、同条第五項に次のただし書を加える。

ただし、事実を隠蔽し、又は仮装して経理をすることにより支出した金額については、この限りでない。

第四十五条第一項第一号中「送電事業」の下に「、同項第十一号の二に規定する配電事業」を加え、同項第三号中「（定義）」を「（用語の定義）」に改める。

第五十五条第四項に次の一号を加える。

七　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）の規定による課徴金及び延滞金

第七十五条の三第三項中「記載等」を「記載」に改め、同条第五項中「並びに押印」及び「及び押印」を削る。

第八十一条の二十四の二第三項中「記載等」を「記載」に改め、同条第五項中「並びに押印」及び「及び押印」を削る。

第百五十一条を次のように改める。

第百五十一条　削除

（相続税法の一部改正）

第三条　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二号中「（同条第六項又は第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）」を削る。

第一条の三第一項第一号ロ並びに第二号イ(2)及びロ中「一時居住被相続人」を「外国人被相続人」に改め、同条第三項第二号中「一時居住被相続人」を「外国人被相続人」に、「在留資格」を「、在留資格」に改め、「であつて当該相続の開始前十五年以内においてこの法律の施行地に住所を有していた期間の合計が十年以下であるもの」を削る。

第一条の四第一項第一号ロ並びに第二号イ(2)及びロ中「一時居住贈与者」を「外国人贈与者」に改め、同条第三項第二号中「一時居住贈与者」を「外国人贈与者」に、「在留資格」を「、在留資格」に改め、「であつて当該贈与前十五年以内においてこの法律の施行地に住所を有していた期間の合計が十年以下であるもの」を削り、同項第三号を次のように改める。

三　非居住贈与者　贈与の時においてこの法律の施行地に住所を有していなかつた当該贈与をした者であつて、当該贈与前十年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたことがあるもののうちそのいずれの時においても日本国籍を有していなかつたもの又は当該贈与前十年以内のいずれの時においてもこの法律の施行地に住所を有していたことがないものをいう。

第二十八条第五項から第七項までを削る。

（消費税法の一部改正）

第四条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の二第三項中「記載等」を「記載」に改め、同条第五項中「並びに押印」及び「及び押印」を削る。

第五十九条の次に次の一条を加える。

（電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例）

第五十九条の二　事業者により保存されている電磁的記録（第八条第二項に規定する電磁的記録その他の政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）に記録された事項に関し消費税につき国税通則法第十八条第二項（期限後申告）に規定する期限後申告書若しくは同法第十九条第三項（修正申告）に規定する修正申告書の提出、同法第二十四条（更正）若しくは第二十六条（再更正）の規定による更正又は同法第二十五条（決定）の規定による決定（以下この項において「期限後申告等」という。）があつた場合において、同法第六十八条第一項又は第二項（重加算税）の規定に該当するときは、同条第一項及び第二項の重加算税の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、これらの規定に規定する基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で当該期限後申告等の基因となる当該電磁的記録に記録された事項に係るもの（隠蔽し、又は仮装された事実に係るものに限る。以下この項において「電磁的記録に記録された事項に係る事実」という。）以外のものがあるときは、当該電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2　前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（国税通則法の一部改正）

第五条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項中「はる」を「貼る」に改め、同条に次の一項を加える。

4　国税を納付しようとする者でこの法律の施行地外の地域に住所又は居所を有するもの（以下この項において「国外納付者」という。）は、第一項の規定にかかわらず、財務省令で定めるところにより、金融機関の営業所、事務所その他これらに類するもの（この法律の施行地外の地域にあるものに限る。以下この項において「国外営業所等」という。）を通じてその税額に相当する金銭をその国税の収納を行う税務署の職員の預金口座（国税の納付を受けるために開設されたものに限る。）に対して払込みをすることにより納付することができる。この場合において、その国税の納付は、当該国外納付者が当該金融機関の国外営業所等を通じて送金した日においてされたものとみなして、延納、物納及び附帯税に関する規定を適用する。

第六十五条第三項第二号イ中「第百二十条第一項第五号（確定申告書の記載事項）」を「第百二十条第一項第四号（確定所得申告）」に、「非居住者に対する準用」を「申告、納付及び還付」に改め、同号ロ中「第百四十四条（外国法人に対する準用）」を「第百四十四条（外国法人に係る所得税額の控除）」に、「第百四十五条の五（外国法人に対する準用）」を「第百四十五条の五（申告及び納付）」に改め、同号ニ中「贈与税相当額の控除」を「相続税額」に改める。

第七十四条の二に次の一項を加える。

5　法人税等（法人税、地方法人税又は消費税をいう。以下この項において同じ。）についての調査通知（第六十五条第五項（過少申告加算税）に規定する調査通知をいう。以下この項において同じ。）があつた後にその納税地に異動があつた場合において、その異動前の納税地（以下この項において「旧納税地」という。）を所轄する国税局長又は税務署長が必要があると認めるときは、旧納税地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員は、その異動後の納税地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員に代わり、当該法人税等に関する調査（当該調査通知に係るものに限る。）に係る第一項第二号又は第三号に定める者に対し、同項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出